

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^{①63})

令和3年度に改正された 電子帳簿保存法の概要について

Q. 令和3年度に改正された電子帳簿保存法はどのような内容となっていますか。

A. 電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）の概要は次のとおりです。

(1) 国税関係帳簿書類のうち電子計算機を使用して作成している国税関係帳簿書類については、一定の要件の下で、電磁的記録等（電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。））による保存等（国税関係帳簿の場合には備付け及び保存をいいます。以下同様となります。）が認められます（法4①②、5）。

また、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類（決算関係書類を除きます。）について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められます（法4③）。

(2) 所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者がいわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、

領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければなりません（法7）。

※文中（法）は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律をいいます。

1. 電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものですが、納税者における国税関係帳簿書類の保存という行為が申告納税制度の基礎をなすものであることに鑑み、適正公平な課税の確保に必要な一定の要件に従った形で、電磁的記録等の保存等を行うことが条件とされています。

また、所得税法及び法人税法では、取引に関して相手方から受け取った注文書、領収書等や相手方に交付したこれらの書類の写しの保存義務が定められていますが、同様の取引情報を電子取引により授受した場合には、この注文書、領収書等の原始記録の保存が行われない結果となりがねない状況にあったため、電子帳簿保存法において、新たに電子取引により授受した取引情報について保存義務が設けられています。

2. 令和3年度の税制改正では、経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の手続及び要件について抜本的な見直しが行われ、電子取引により授受した取引情報の保存方法等についても見直しが行われています。

(税制委員会:忠地祐一、杉山良一、宮澤顕司 グループ稿)

(監修:関東信越税理士会 松本支部)

国税関係帳簿又は国税関係書類の保存方法の可否

		紙 保 存		電子データ・COM保存 (一貫して電子作成)		スキャナ保存 (紙→スキャナ)	
帳 簿		○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4① 最低限の要件：電子計算機処理システムの概要書等の備付け等	×	—
書 類	受領	○	原則 所法 148・法法 126 等	—		◎	特例（要件充足） 電帳法 4③前段 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等
	発行 (控)	○	原則 所法 148・法法 126 等	◎	特例 電帳法 4② 最低限の要件：電子計算機処理システムの概要書等の備付け等	◎	特例（要件充足） 電帳法 4③前段 真実性・可視性の要件：タイムスタンプ等
						△	特例（要件不充足・紙原本の保存なし） 電帳法 4③後段
						△	特例（要件不充足・紙原本の保存なし） 電帳法 4③後段

○：所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの ◎：電子帳簿保存法での保存が可能なもの

△：電子帳簿保存法で保存が義務付けられているもの ×：保存が認められないもの



皆さん
こんにちは♪

エグゼクティブツアー株式会社
松本市出川
代表取締役 岡澤 雄氏

『お客様と観光地をつなぐ「絆」を強くするために』

大手旅行代理店から
2010年8月に独立し、現
在にいたるエグゼクティ
ブツアー(株)。会社を引ッ
張るのが、いつも元気印

の岡澤社長です。

そんな岡澤社長も、今回の新型コロナウイルスの影響は大きく、予定していた各種旅行の企画がキャンセル続き。このまま事業を続けられるか本当に悩みました。そこで思いついたのが、旅行先で見つけた美味しい名品の数々。お客様は旅行ができなくても、きっと旅先の美味しい物を欲しているはずだと思い、「岡ちゃん感動したご当地グルメのお取り寄せ企画」を実施。自身のお客様にDMを送ると、その反応の良さに驚愕されたそうです。

旅行代理店はお客様と観光地をつなげる「絆」を提供し、強くすることが大事な仕事です。今は移動に制限がかけられていますが、心と心をつなげる「絆」のつなげ方はいろいろとあるはず。ご縁のある人たちを美味しい名品で幸せにしたいというビジョンのもと、アフターコロナ時代には、観光地や宿泊施設の「おもてなし」がさらに充実し、日本全体が真の観光立国になることを願っているそうです。

(北原修編集委員)



頑張ってます!!

『お客様の万が一の時のために』

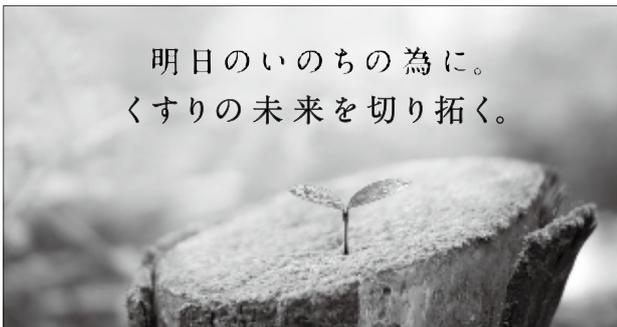
株式会社 プライム
松本市深志

小松 妙子 さん

松本市深志にございます
保険代理店(株)プライムの小松さんにお話を伺いました。小松さんは各種書類の作成、お客様からの電話対応などの営業アシストや事務全般を担当されています。年々変わる商品内容や法律等も学び、契約や申請書類を誤りなく作成するために日々学ぶことも多いそうです。また、登録内容はお客様の大切な個人情報ですのでその取扱いには細心の注意を払われています。

何もないのが一番ですが、万が一のために備えるのが保険制度。お客様からの連絡はトラブルが発生し、困った時に来ることが多いそうですが、そんな時にはまずはお客様の話をしっかりと聞き、正確に状況を把握するとともにお客様に落ち着いていただいてから、迅速に行動することを心掛けているそうです。こうした小松さんの姿勢はお客様からの信頼にも繋がっており、同社の正村社長からも「小松さんがいれば自分がいなくても何とかかなる(笑)」と大きな信頼を寄せられています。

大変お忙しい中、丁寧にご対応いただきありがとうございました。小松さんの益々のご活躍をご祈念いたします。(中山英也編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

労務レポート

2022年(令和4年)4月より、職場におけるパワーハラスメント対策が中小企業の事業主の皆様にも義務になります②

社会保険労務士 上 嶋 宏



前回、法が定めたパワハラ定義についてご説明いたしました。今回は、職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置について、厚生労働省が指針をリーフレットにしてホームページに示しています。このリーフレットを参考にしながらご説明いたします。(リーフレットは、下記 URL または、パワハラ防止法厚生労働省で検索) (<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000683138.pdf>)

講ずべき措置として下記の10項目および禁止事項があります。

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- ③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できること

◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
- ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨ 相談者・行為者のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
- ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについて相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

以上が、2022年(令和4年)4月1日からすべての事業主の皆様にも義務として定められました。

この義務が果たされず何か問題が起きたとき事業主の皆様にも労働局から報告を求められます。その報告を受け、「指針ではこのようになっています。事業主さんこのような防止・対応体制をとってください」と厚生労働大臣名で事業主の皆様にも助言、指導または勧告が行われます。

では、何をしたら良いのでしょうか？

先ほどご紹介した厚生労働省のリーフレットに事業主の皆様による方針の明確化と周知・啓発、相談窓口の設置などが細かく書かれています。

その中でも重点的に実施をお勧めすることが二つあります。それは、周知・啓蒙と就業規則にパワハラの内容を定めることです。

周知・啓蒙は、どのような言動がパワハラに該当するのか、しないのか、を事業主の皆様と従業員全員が理解するために大変重要になります。理解が深まることでパワハラのない職場につながります。

そして、就業規則にハラスメント(パワハラ以外のセクハラ、マタハラ等のハラスメントも含めて)の禁止とパワハラに対する懲戒規定を書いておくことです。

就業規則は、従業員のために作ると思っている事業主の皆様も多いようですが、実は何か問題が起きたときに就業規則があることで解決できるといったメリットが事業主の皆様にもあるのです。さらに、パワハラの内容、相談対応マニュアルやパワハラ調査対応マニュアルも合わせて整備しておきましょう。

従業員からパワハラ相談を受け、直ちにパワハラと判断することはなかなかできません。まずは、調査を行います。前回、「セクハラが内心の意に反していたらセクハラに該当しますが、パワハラは相手の受取方が問題になるのではなく、当該言動を客観的に見て

「パワハラに該当するかどうかの判断がなされます。」とご説明しました。客観的に見て判断するためには、公平・公正な手法で客観的な事実を収集して判断をすることが重要です。このような方法が、当事者の納得を得ることになります。ここを疎かにすると問題をこじらせることになります。このようなことを避けるためには、パワハラの具体的な内容や相談対応方法、そして調査方法をキチンと定めておくことで、迅速、公

平・公正な対処が可能となります。

パワハラは、今の時代、いつでもどこでも起きると思っておくことをお勧めします。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

・ **【ふるさとの食】シリーズ ⑱** ・

**生坂村の『おにかけ（うどん）』
～地域に伝わる粉食文化～**

風光明媚な山清路、雄大な大城・京ヶ倉に抱かれた生坂村。北アルプスに源を発する犀川が村内を流れ、沿岸の段丘地に水田や畑が散在しています。現在は水田が広がりますが表紙にも記載の通り、開田以前は水田面積が僅かしかなく農地の大部分は畑作であり、その畑で桑を栽培し養蚕業が営まれるとともに麦作が行われていました。養蚕の収入により米を購入していたようですがやはりその量は限られ、食事の中心は「うどん」や「おやき」等の小麦粉を用いた料理であったようです。

今回ご紹介する「おにかけ（うどん）」は小麦粉を

水でかたく練り、のし板の上で薄く広く延ばします。それを細かく切って茹で、うどんを作ります。そして、野菜を多量に煮こんだ味噌や醤油の汁へ、とうじ籠で一つずつとうじたものです。時間や材料も多く必要なためか、祝い事や来客時のご馳走として作られることが多かったそうです。なお、県内では生坂村以外にも「おにかけ（お煮かけ）うどん」が伝わる地域があるようです。



「おにかけ（うどん）」や「灰焼きおやき」など、生坂村に古くから伝わる粉食は道の駅いくさかの郷で味わうことができますので、ぜひお出かけください♪

(中山英也編集委員)

夏期特別研修会

「商売とは笑売！ 全てはお客様の笑顔のために カリスマ添乗員本音で語る」

講師：(株)日本旅行 **平田 進也 氏** 講演会

9月2日、夏期特別研修会を開催いたしました。残念ながら今回の研修会も当地域での新型コロナウイルス感染拡大を受け冬期特別研修会（2月開催）に引き続きオンライン開催となりました。

今回は“ナニワのカリスマ添乗員”として、数多くのテレビやラジオにも出演されている(株)日本旅行の平田進也氏に講師をお務めいただき「商売とは笑売！ 全てはお客様の笑顔のために カリスマ添乗員本音で語る」というテーマでお話をさせていただきました。

平田さんは「観光とは“光を観せる”仕事」であり、「光とは“お客様の笑顔”である」という信念を抱き、

旅行を通じてお客様に笑顔になっていただくために40年以上全力で取り組んできたそうです。

研修会ではお客様に笑顔になっていただくために平田さんが取り組んできたこと、そして現在のコロナ禍、さらにコロナ後を見据えた活動についてユーモアたっぷりと語っていただきとても充実した研修会となりました。



講師の平田進也氏※オンラインにて

後期部会税務研修会開催中止のお詫びと、テキスト「基礎からわかるインボイス」のお届けのご案内

9月に予定しておりました本年度の後期部会税務研修会（テーマ『消費税インボイス制度について』一適格請求書発行事業者登録受付が10月から始まります）は、当地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、安全面への配慮から誠に残念ながら中止させていただくこととなりました。皆様にはご不便をおかけして申し訳ございません。

そこで、同研修会で使用予定でしたテキスト（小冊子「基礎からわかるインボイス」）を広報誌今月号付

録としてお届けいたしました。こちらではインボイス制度についてわかりやすく解説しておりますので、是非ご参考にさせていただければと存じます。



令和3年度 時局講演会開催のご案内 (オンライン開催)

11月の「税を考える週間」協賛事業の一環として、下記内容で時局講演会をオンライン開催いたします。詳しくは今月号付録にてご確認ください。

日 時	11月15日（月） 14：00～15：30
テ ー マ	『出会いと絆』
講 師	渡辺 徹氏（俳優）
開催形態	Zoom ウェビナーを使用したライブオンライン講演会
受講料	無料



お 申 込 次の QR コードを読み取るか、URL から【登録サイト】にアクセスし、必要事項を入力してください。なお、定員(1000名)に達し次第締切らせていただきます。

【登録サイト】<https://onl.tw/12L7MgE>

主 催 関東信越税理士会長野県支部連合会・関東信越税理士会松本支部
一般社団法人松本法人会

詳しくは今月号付録にてご確認ください！



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE

鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

男性育休を企業価値向上に生かそう

日刊工業新聞社 岡田直樹

男性の育児休業取得などを促す「改正育児・介護休業法」が今通常国会で成立した。企業は働き方改革を前進させ、企業価値や業務効率を高める一助にしたい。少子化対策の一環として育児に参加する男性「イクメン」を増やす政策は導入されて久しいが、制度の利用はあまり進んでこなかった。だが、厚生労働省の雇用均等基本調査によると、令和2年度の男性育休取得率は12.65%（令和元年度は7.48%）で、初めて10%の大台に乗せた。一方、女性は80%台前半で安定的に推移している。

男性育休取得率の増加は、額面どおり受け取れないところがある。「男性育休は1～2日しか休まない形だけのものも少なくない」「育休を取得しても育児を手伝わないケースもある」と、企業の育休取得に詳しい社会保険労務士は指摘する。共働き世帯が増えても、一部に育児は妻任せという実態があるのも事実のようだ。

改正法は、出生後8週間以内に計4週分の休みが取れる「出生時育児休業」を新設した。出産直後や里帰り出産から帰宅する際など、2回に分けて取得できる。本人の希望に基づき事前に会社と同意しておけば、休業中にリモートワークなどの就業も可能だ。また、勤務先への申し出期限を休業の2週間前（現行1カ月前）に短縮し、制度の使い勝手を高めた。

新制度は令和4年4月から段階的に導入される。企業は育休対象の従業員に対して取得の意向確認が義務付けられる。さらに、従業員1000人超の企業は社会的な影響力を考慮し、令和5年4月から育休の取得状況を公表しなければならない。

選択肢を拡充して制度の使い勝手を高めても、企業が前向きに取り組まなければ絵に描いた餅にすぎなくなる。企業は新制度の周知に努めるだけでなく、人事制度に落とし込み、男性が育休を取得しやすい職場風土の醸成を進めたい。ロールモデルとして育休取得者

が体験談を従業員に伝える場づくりは有効だろう。また育休が形骸化しないよう、休業中にやむなく就業させる場合は、事前に本人の同意を取り付けておく必要がある。

コロナ禍でリモートワークやテレワークなど多様な働き方の重要性が認識された。実効性を高めるには、自ら目標を立て計画的に実行できる「自走型人材」の育成がカギになる。男性育休も福利厚生だけでなく、人材育成や業務の効率化、女性活躍推進といった視点から捉え直し、企業の骨太な体質づくりに生かす発想が肝要だろう。制度が改正になるから体裁だけ整えておこうという受け身の姿勢では、従業員や企業の血肉にならない。

男性育休取得率は社外へ積極的に発信し、「従業員を大切にす企業」として企業価値の向上に生かす発想が大事だ。採用活動で学生から好感を持たれ、従業員の定着率が高まり、取引先や投資家から評価される、先進的で持続可能性の高い企業を目指してほしい。

育休の取得状況は企業の規模や業態によっても大きな差がある。助成制度を上手に活用している中小企業の事例を紹介するなど、行政側も息の長い伴走型の支援が求められよう。

10月19日は「イクメンの日」。10（トウサン＝父さん）、19（イクジ＝育児）の語呂を合わせている。企業はコロナ禍を好機と捉え、男性育休取得率の増加に弾みをつけ、内容面の充実も図りたい。「イクメン」という言葉が不要になる日が早く来るといい。

.....
 ● **【筆者紹介】** 岡田直樹（おかだ・なおき）
 ● 1984年、日刊工業新聞社入社。記者として、金融・
 ● 電機・情報通信などの産業界、総務省・経済産業省・
 ● 内閣府などの官庁を担当。論説委員、論説委員長、
 ● 日刊工業産業研究所長を経て、特別論説委員。
 ●

エネルギーと環境の
 ハーモニーを目指します。



東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

青年部コーナー

◀10月例会開催ご案内▶

青年部では下記内容で10月例会を開催いたします。

- 開催日 10月20日(水)
- 時間 18:00～19:00
- 会場 深志神社「梅風閣」
- 内容 松本広域消防局より講師をお招きしての研修会『防災・救急救命・災害支援活動等について』
- 開催形態 会場参加、オンライン参加（webex 使用）
どちらでもご参加いただけます
- お問合せ 事務局（35-8080）

◀本年度の租税教育活動報告▶

青年部では本年度も小学生6年生を対象として開催される租税教室での講師役を担当しております。今年も新型コロナウイルス感染症の影響により、例年同様の開催とはいきませんが、小学校や税務署と調整をし、「体育館や視聴覚室で学年全体での授業ではなく、各クラス単位で教室での授業」、「オンライン会議システムや学校の放送設備を用いたリモート授業（児童は各教室で参加）」などの方法で、安全対策を施した上で授業を開催しています。

【租税教室開催報告】

※令和3年4月～9月実施分
※6年生を対象に実施

- ①開催日 5月11日
開催校 生坂村立生坂小学校
児童数 15名
講師役 太田譲氏
(有) GARAGEIKUSAKA)
- ②開催日 5月19日
開催校 松本市立源池小学校
児童数 45名
講師役 高橋孝明氏
(個人会員)
- ③開催日 6月10日
開催校 松本市立鎌田小学校
児童数 170名
講師役 川出哲敬氏
(株)滝澤工務店)



講師役の太田譲氏



講師役の川出哲敬氏

- ④開催日 6月11日
開催校 塩尻市立洗馬小学校
児童数 44名
講師役 安田優氏（コモン・コンサルティング(株)）
原誠治氏（(株)事務）

- ⑤開催日 6月14日
開催校 塩尻市立塩尻西小学校
児童数 49名
講師役 等々力直樹氏
(有)大津屋商店)



講師役の原誠治氏

- ⑥開催日 7月5日
開催校 松本市立開智小学校
児童数 112名
講師役 安田優氏（コモン・コンサルティング(株)）
原誠治氏（(株)事務）

- ⑦開催日 7月6日
開催校 安曇野市立豊科北小学校
児童数 91名
講師役 小川原健太氏（株）小川原塗装店)

- ⑧開催日 7月15日
開催校 松本市立岡田小学校
児童数 67名
講師役 高橋孝明氏（個人会員）
事務局



オンライン講師役の安田優氏

- ⑨開催日 7月16日
開催校 松本市立中山小学校
児童数 22名
講師役 事務局

- ⑩開催日 9月16日
開催校 塩尻市立桔梗小学校 ※オンライン
児童数 121名
講師役 安田優氏
(コモン・コンサルティング(株))

- ⑪開催日 9月21日
開催校 松本市立島内小学校
※オンライン
児童数 118名
講師役 川出哲敬氏（株）滝澤工務店)



オンライン授業の様子

計11校 854名

法人会 研修会 テキストのご紹介

法人会では、主に税務に関するテーマを取り上げたテキストを作成し、例年各種研修会などでお配りし、会員企業の皆さんにご活用いただいております。

しかしながら本年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、予定通りに開催できていない研修会もあり会員企業の皆様にお届けできていないテキストもございます。

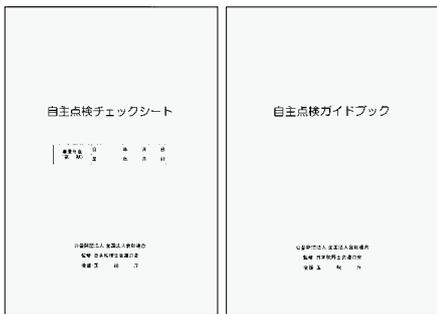
そこで本号にて各テキストをご紹介しますのでご希望のものがございましたら松本法人会事務局（電話：0263-35-8080）までお問い合わせ下さい。

※テキストは全て無料です。郵送をご希望の場合、送料のご負担をお願いします。

1. 「企業税務コンプライアンス向上のために」 「自主点検チェックシート・ガイドブック」

決算説明会などで使用しているテキスト。法人会では企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しております。

「チェックシート」には、内部統制面・経理面における様々な確認事項が質問形式で掲載され、「ガイドブック」にはそれらに対する具体的な点検内容・解説が掲載されております。



【主な内容(確認内容)】

- 社内体制（文書管理等）
- 貸借関係（資産科目、負債・資本科目等）
- 損益関係（各種科目別）

○その他（消費税・印紙税）

2. 「会社の決算・申告の実務」

決算説明会で使用しているテキスト。適正な法人税の申告をして頂くための手助けとなるよう、決算と申

告に関する基本的に重要なテーマを分かりやすくまとめております。



【主な内容】

- 決算申告事務の流れ
- 決算調整
- 申告調整
- 特別な課税と税率
- 申告手続等
- 法人税申告書検討表
- 勘定科目別にみた源泉所得税の

チェックポイント

- 消費税等の概要
- 令和3年度法人税関係の主要改正項目一覧

3. 「税制改正のあらまし」

決算説明会で使用しているテキスト。令和3年度税制改正のポイントを、主な税目別に解説しております。



【主な内容】

- 法人税関係
- 所得税関係
- 資産税関係
- 消費税関係
- その他（電子帳簿等保存制度の見直し等）

4. 「新設法人のための 会社の税金ガイドブック」

新設法人説明会で使用しているテキスト。新たに設立された法人を念頭に置き、特に法人税の基本的な仕組みについて、主要な項目ごとに簡単に説明しております。



【主な内容】

- 会社のスタートはまず届出書の提出から
- 確定申告書の提出及び納付はいつまで
- 決算利益と所得金額との関係
- 中小法人のさまざまな優遇制度
- 減価償却資産は耐用年数の期間

に応じて費用配分する

- 売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）
- 消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある 等



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard Series

世界有数の地震国、日本！ いつ、どこで大地震が発生しても 不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



スロバティアーガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

松本支店

〒390-0874

長野県松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル7F

TEL. 0263-35-1933 FAX. 0263-36-7975

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152289 2020-01)

「消費税申告一声運動実施中」

10月の予定

5日税制委員会グループ会議 7日法人会全国大会（岩手大会）※オンライン開催 12日厚生委員会 15日10月役員会 18日大規模法人税務研修会 19日研修委員会 20日青年部10月例会 21日総務委員会 26日決算説明会（塩尻会場） 27日決算説明会（松本会場）

決算説明会

（法人税・消費税の説明会 / 9月決算法人対象）

塩尻会場 10月26日(火) 午後2時より
市民交流センターえんぱーく4F 会議室401
松本会場 10月27日(水) 午後2時より
松本市駅前会館4F 大会議室

※会場設営（距離確保）、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。

ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

大規模法人税務研修会のご案内

「大規模法人が留意すべき点
（令和3年度税制改正より
～法人税関係税制の創設と見直し等～）」

本年度も資本金5千万円以上の会員企業を主な対象とした税務研修会を企画いたしましたので、この機会にご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時 10月18日(月) 午後2時～3時30分
会場 松本市駅前会館 4階大会議室
講師 松本税務署 担当官
受講料 無料

定員 先着40名
お申込 松本法人会事務局まで（TEL0263-35-8080）
お願い 安全対策及び資料・会場準備の都合上、参加希望の方は必ず事前にお申込いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、座席の間隔確保や換気などを心掛けます。参加者の皆様には当日マスクの着用、体調管理などご協力をお願い申し上げます。なお、今後の感染状況に応じて開催中止となる場合もございますことお含み置き願います。

松本法人会の全ての
会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください 「法人会やまびこ運動」ご協力のお願い

新規会員獲得を目指し、5月より活動を展開しております“松本法人会 やまびこ運動”。大変厳しい状況下ではございますが、社会を支える『税』に携わる団体としてこれからも精力的に活動を続けていくために、1社でも多くの方々にご入会いただくことを目指し、会員企業の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただくこの活動が6年目を迎えています。

ご案内の通り、11月末日までを一つの区切りに実施してまいりますので、どうか引き続き、皆様からの温かいご協力をお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

☆会員の皆様のお取引先やお知り合いをご紹介いただ

き、法人会にご入会いただいていない方に当会から入会のお勧めをする運動です。

☆ご紹介先は当会加入の有無が不明な場合でも、お気軽に“いつでも”ご返信をお願いいたします。

☆今月号折込のオレンジ色のチラシ裏面に、ご紹介いただけるお取引先やご友人等を記入いただき事務局まで返信をお願いいたします。情報提供者様としっかりと連絡を取り合い、ご迷惑をおかけしないように勧奨活動を進めます。

大変厳しい状況下ではございますが、皆様のご協力をお願い申し上げます。

※詳しくは事務局までお問い合わせ願います
☎0263-35-8080

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080



ジュニアリーダー講習会



各地区に子ども育成会が存在します。松本市にも統括する松本市子ども育成会連合会があり、毎年「ジュニアリーダー育成」に勤んでいます。この事業は地域の子どものリーダーの育成を目的に、小学校5年生、6年生の希望者に様々なプログラムを体験いただくものです。昨年は新型コロナウイルスの影響で、1回も開催できませんでした。

本年は7月24日に感染対策をはかり実施できました。子ども達の多くの笑顔が見ることができました。

(北原修編集委員)



マイナンバーカード 出張申請を受け付けています

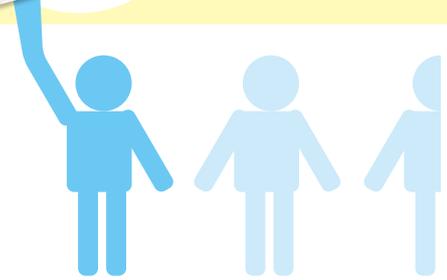


お勤めの事業所内でマイナンバーカードの申請・交付手続きができます。

お気軽にお問い合わせください。



松本市では
2.5人に1人が
申請しています



お問い合わせ 松本市役所 市民課

TEL.33-9840 Mail.simin@city.matsumoto.lg.jp

川柳コーナー

収穫が

済むまで来るな

台風よ

虫の声

楽しむつもりが

蚊に刺され

この柿は

渋いか悩む

愛娘

新米

あしがき

9月中旬にワクチン接種2回目を受けました。11月には多くの国民の接種が完了すること。感染症の場合、ワクチンが有効であることは過去の歴史から認識済みですが、今回は開発スピードの速さが特徴です。

ワクチン是不活化ワクチン開発が今までの常識でしたが、今回はウイルスの遺伝子解析を行い、効果性のあるワクチンが開発されました。遺伝学の分野の進歩はめざましく、生まれる前の子どものDNAを調べ、障害などが発生するか「出生前診断」なども現実となっています。今後どの程度進化するか私には分かりませんが、科学は一步間違えれば凶器ともなります。またクローンなどの技術が進めば、人間や生物として価値(生の倫理観)も疑われてきます。

新型コロナウイルスの早期収束を願うと同時に、この期間の科学や技術の進化の恩恵を受けながら、留意することも心がけたいものです。

(北原)

(本号)編集委員

北原修

中山英也



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係
発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)
印刷所 アサカワ印刷株式会社